

会 議 録

会 議 の 名 称	第 6 回 鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合 新 施 設 建 設 等 検 討 委 員 会
開 催 日 時	平成 2 9 年 1 月 2 5 日 (水) 開会：午後 2 時 3 0 分 閉会：午後 4 時 3 5 分
開 催 場 所	鴻 巣 市 立 教 育 支 援 セ ン タ ー 東 館 会 議 室
出席者(委員)氏名 ◎委員長 ○職務代理者	横山光市、阿久津彰男、田島和生、荒井喜久雄、川寄幹生、 阿部慎也、小林友明、金子真理子、◎原 光本、○川島将史、 谷澤 暢、原口春雄、黒沼昭征、松本芳雄、松本幾夫 (名簿順・敬称略)
欠席者(委員)氏名	堀口郁子(敬称略)
事務局出席者	鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合：瀬山事務局長、片寄次長 計 画 建 設 課：佐野課長、新倉副参事、島田主幹、野中主査、 藤原主査
組 合 構 成 市 出 席 者	鴻 巣 市：長島環境経済部長、馬橋環境経済部副部長 関口環境経済部環境課長 行 田 市：小林環境経済部長、前島環境経済部環境課長 北 本 市：長島市民経済部長、加藤市民経済部環境課長
会 議 内 容	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 施設整備基本計画(案)について (2) P F I 等 導 入 可 能 性 調 査 報 告 書 (案) に つ い て (3) 答 申 (案) に つ い て 4 その他 5 閉会

<p>会 議 資 料</p>	<p>(資料名・概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画(案) ・資料2 鴻巣行田北本環境資源組合PFI等導入可能性調査報告書(案) ・資料3 答申案 	
<p>その他必要事項</p>	<p>傍聴人 2人</p>	
<p>会議録の確定</p>	<p>確 定 年 月 日</p>	<p>主 宰 者 署 名 押 印</p>
	<p>平成29年2月21日</p>	<p style="text-align: center;">原 光 本 印</p>

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・資料確認 ・委員長あいさつ <p>それでは、議事に入ります。議事進行につきましては、本検討委員会条例第6条の規定によりまして、原委員長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、暫時、議長として議事の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は公開で行います。</p> <p>傍聴人のお申し出がありましたので、傍聴人の入室を許可いたします。</p> <p style="text-align: center;">【傍聴人入室】</p>
議長	<p>傍聴人に申し上げます。傍聴証の裏面に傍聴人に関する遵守事項がございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
事務局 A	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">議題（1）施設整備基本計画（案）について</p> <p>それでは、議題の（1）「施設整備基本計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【資料1 鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画（案）を用いて説明】</p>
議長	<p>説明が終わりました。ページ数は非常に多いですがこれまでの検討委員会での承認事項を反映させたものです。</p> <p>それでは、施設整備基本計画（案）につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p>
委員 A	<p>●●委員どうぞ。</p> <p>3カ所お尋ねします。一つ目は、16ページの人口の将来予測です。これは検討委員会で承認した数字で、昨年的一般廃棄物（ごみ）処理基本計画よりも現実的な数字になっていると思いますが、北本市の場合、今、第5次総合振興計画ができ上がりまして、もうちょっと厳しい数字が出ている状況です。最大値でごみ処理</p>

の方は考えなければいけないということで、こちらの数字の方が多いですね。実際には、もう1,000人くらいずつ平成35年、平成42年は少ないのではないかなというようなグラフが出ていますので、できましたら、行政の関係のところともう一度調整をいただいた方がよろしいのかなと思いました。

二つ目は、41ページのプラスチック資源化施設(1)施設規模の上から2行目に、プラスチック資源化施設が「以下の式より25t/日」とありますが、17t/日に変更されているのでこの数字は25t/日というのは何かなと。

三つめは、55ページ以降にいろいろな機械類の図面等についての出典が「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2006改訂版」社団法人全国都市清掃会議のものですが、もう少し新しいものとか方式的にはこれが基本でしょうけれども、何かもう少し新しいカタログ的なものというのはないのかなと思ひまして、整備の基本計画ですので、もう少し何か新しい資料があれば、そういったものに差し替えた方がよろしいのではないかと思ひましたので、申し上げたいと思ひます。

議長

それでは、3点質問が出ました。

事務局お願いいたします。

事務局B

まず1点目、北本市の第5次総合振興計画の人口予測と16ページの本計画の人口の将来的予測にずれがあるというご意見につきましては、これまでも国立社会保障・人口問題研究所の将来予測をもとに広域化方針でも推計していることから、今回も同じように推計しています。なお、人口の推計方法については、組合と構成市で違いがあることから、現状で調整を行う事は困難であります。

それから、41ページの25t/日は、17t/日の誤りです。この場で訂正させていただきます。

それから、55ページ以降の出典「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2006改訂版」について、こちらは来年改訂されるようなお話を伺っていますが、現時点では、こちらの設計要領を記載させていただきます。

委員 A

ご説明ありがとうございます。人口につきましては、微妙なところがあるので、私から「こうしろ、ああしろ」という事はありませんが、1の位まで出ている数字を何かもう少し丸め込んだ方がいいのかなという気もいたします。このあたりの判断はどのようにされたのでしょうか。

事務局 B

数値の表記の仕方については、これまでも統一しています。ここで今、数値を丸めるといったようなことは考えていません。ご理解いただきたいと思います。

議長

事務局から、ただいまの2点目の質問の訂正をもう一度正確に言っていただけますか。何ページのどこを、どう直してくださいと。

事務局 B

4 1 ページをご覧くださいと思います。プラスチック資源化施設の(1)施設規模の2行目です。「以下の式により25t/日としました。」を「以下の式により17t/日としました。」に訂正をお願いいたします。「25」を「17」に訂正いたします。

議長

他にいかがでしょうか。

●●委員どうぞ。

委員 B

●●市の●●です。先ほど●●委員から、16ページ、人口の将来予測というのが出ました。これについては、私も高齢化率も掲載してはどうかというような話をしたところ、そのようにいたしますというような答弁をいただいたように私は記憶しています。

こう申しますのは、高齢化した人たちに多様な分別を強いるのは酷なことだということを再三申し上げてまいりました。分別の容易性ということ答申にぜひ盛り込んでいただきたい旨、再三申し上げてきましたが、そういった記述は何ページに載っているのかお聞きします。

それと2つ目、焼却灰については、極力出さないことが望ましいということも申し上げてまいりました。これは将来の大きな課題になることは今から予測されます。ですから、焼却灰を出さな

いことが肝心だということが答申に盛り込まれるのかどうか。それについても質問しておきたい。

そして、最後に3つ目、私は、最初のころ申し上げたと思いますが吹上地域は、ずっと行田吹上清掃組合なるもので、ごみを処理していただいていたまいりました。あそこには、吹上と行田の焼却灰が大量に埋まっています。これを何とか通常的环境に戻すということも前に私は申し上げてまいりましたが、そういったことも是非答申に盛り込んでいただきたい。「立つ鳥跡を濁さず。」というふうにかねてから申します。是非こういうことも検討委員会の中でそういう意見があったということ盛り込んでいただければいいなと思っています。

感想を言うと、検討委員会は6回やってきましたがそれこそ検討委員会の中で議論し合って、そして採決までしたのは、この前の余熱利用施設だけだったような気がします。検討委員会というのは、本当に形ばかりのものになってしまわないように皆さんもおそらくそういうお考えではないかと思いますが、是非その辺のところを答申に盛り込んでいただきたい旨、申し上げました。

あと、もう1点つけ加えれば、これからおそらくパブリックコメントが始まると思いますが、そのパブリックコメントの中で検討委員会はどんなことをしてきたのかというような話も出るかと思っています。そんな中で、施設見学というのがありました。あそこの中に、あたかも誤解を招くような記述がされていたことは、これは絶対に直しておく必要があります。ですからこの訂正されたものを、是非確認させていただきたいと思っています。

事務局お願いいたします。

●●委員のご質問にお答えします。高齢化率を含めて、分別の容易さをどこに盛り込んであるかということについては、今回、施設整備基本計画（案）には、その分別の容易性という部分は盛り込んでいませんが、昨年度策定しました一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で、住民及び排出事業者にわかりやすいごみ処理区分の検討というところで、高齢化進行に伴う高齢単身世帯の増加等を踏まえまして、自力では分別や排出困難な世帯の多様化も含

議長

事務局B

め、ごみ処理ルールを今後、構成市と協議していくといったところがうたい込まれていますので、そちらの方で対応していきたいと考えています。

それから、焼却灰を出さないことが肝心である。最終処分場の焼却灰を通常環境に持っていくこと。こちらを答申に盛り込んであるのかということについては、現在は盛り込んでない状態です。本日の議題（３）答申案について、皆様のご意見をいただきながら、答申書を作成していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、施設見学会の資料の関係については、今、修正データを作成しておりまして、準備でき次第、ホームページにアップいたします。

議長

要するにここで皆さんの意見を伺って、反映するということがいいですか。

事務局 B

そうです。これから議題（３）で答申案についての審議を予定しています。その中で改めてご意見をいただきながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

議題の（３）答申（案）で整理するということですか。

事務局 B

はい。

議長

●●委員よろしいですか。

委員 B

はい。いいです。

議長

他にいかがですか。

●●委員どうぞ。

委員 C

今まで会議をずっと続けてきたわけですが、確認したいと思えます。97ページと98ページになります。第13章の管理・運営計画の表13-1概算事業費の中でストックヤードがありますが、次のページの財源内訳では、「ストックヤードは交付対象外事業とします。」というところが、理解できないのですけれども、この趣旨はどういうことなのか。

議長

事務局お願いいたします。

事務局 B

98ページの財源内訳については、循環型社会形成推進交付金制度に係る財源内訳を掲載しています。ストックヤードについては、交付金の対象外といったところで、起債と一般財源となることから、その財源内訳には載せていません。国の交付金対象外ということで整理しています。

委員 C

対象外でいいというのか。

事務局 B

国の交付金が入らないということです。

議長

ただいまの説明は、国の設けている交付金対象事業としては、今回のこのストックヤードについては対象外であるということでまとめたということです。

●●委員どうぞ。

委員 D

今のお話で、ストックヤードは国の交付金対象外ということですが、他の施設では、どう扱って設置しているのですか。財源がないということであればどこで捻出するのですか。

議長

事務局にお願いいたします。

事務局 B

こちらの98ページにつきましては、循環型社会形成推進交付金制度をもとにした財源内訳となっています。そうしたことから、ストックヤードについての掲載はありませんでしたが、もう1つストックヤードの財源内訳の表を入れ込む形で整理します。

委員 D

もう少し説明してください。入れるというのは何を入れるのですか。

事務局 B

ストックヤードにつきましては、財源内訳が起債、お金の借入と一般財源の構成になります。

事務局長

補足させていただきます。交付金が入った場合は、交付金事業といいまして交付金事業の中で起債を使うパターンと、ストックヤードのように国の交付金が入らない単独事業は、一般廃棄物処理事業債というものがメインになりまして、それに対応すると30%程度の交付税算入がありますので、全部一般財源で対応するということではありません。ですから、この作り方が交付金事

業での交付金が入った地方債のつくり方となっていますが、ここにストックヤードについては単独事業ということで交付金が入らず地方債は入るということでつくればわかりやすいと考えます。

議長

今の98ページの説明は、1行目で循環型社会形成推進交付金制度における交付金事業の対象として事業を進めていくものがありますと、その説明ですね。その交付金の対象となるものは、ここの図に記載してあるもので、その事業において国で対象としておりますけれども、ストックヤードはその基準からは外れている。したがって、地方債といったものを活用してやっていく事業になります。ここは循環型社会形成推進交付金の説明のページでしたので、ここでは対象外ですと、そんな書き方ということではないのですよね。

事務局B

はい。そうです。

委員C

ちょっとわかりにくかったものだから。

事務局長

ここは財源内訳というページですのであえて言いますとこの3つが交付金対象事業で、その下に単独事業ということで表を入れますと、補助事業、単独事業ということで整理できるかなと思いますので、そういう形で整理させていただきたいと思います。

議長

そうすると、この下にストックヤードを単独事業として入れるということでもいいですか。

事務局B

盛り込むようにします。

委員C

それであればわかります。

議長

そうすると今日は、この案を決めていただいているわけだから、掲載する例なり説明を示さないことには決定にならないですね。概要だけでも説明をして、どういうふうになりますと説明しておかないと、ここに何か載せますというだけで終わりというわけにいかないと思います。では、それを整理するというので、

では、その間に他の質問等あればお願いいたします。

委員 E

●●委員どうぞ。

14ページの車両搬出入条件、搬出入ルートを図3-5では、新しく西側から整備道路を利用したルートにしますということで、左の安養寺の方から農道に入って、施設の左側に向かってくる道がありますね。それと、86ページの施設配置計画図(案)を見ますと、搬入・搬出が県道内田ヶ谷鴻巣線から出入りするようになっています。これ、せっかく西から入ってくる整備道路の新しいルートを一度この施設の脇を通り過ぎて、県道に出て県道から出入りするようなわざわざ一番混んでいるところにまた出てくる。県道に出ないで手前から入るといようなことは考えていないのでしょうか。

行田の方から来る車両だけですから、できればそちらからまた行田の方に、川里の方にという形にした方が、何かせっかく西側から来る道をつくったにもかかわらず、また通り過ぎて、またわざわざ内田ヶ谷鴻巣線に出させてという、ちょっと地元では、そうなるにせっかくそっちに来たのにとおもいますが、そこはいかがでしょうか。

議長

事務局お願いいたします。

事務局 B

搬入する場合は、確かに南側から入る方法をというご意見があるかと思いますが、県道側から入る形ということで考えています。手前から入ってくるような搬入路というのは考えていません。といいますのも、86ページの平面図にもありますように、計量棟を必ず通らなければならないといったところで、このように県道から入るような動線を提案させていただいております。

委員 E

計量機を通るので県道からということですが、もったいない気がしますね。わざわざ行田の方から来た車をまた県道に出させて、また中に入れさせて、出るときも、また県道に出させてというのが。帰りのときは、そのまま出した方がいいのではないですか。また信号云々が出てきますし、そこがまた、どのくらい交通量があるのかわかりませんが、一般の車も出入りしているところにもかかわらず、みずほ斎場もありますし、まだまだ検討する段

事務局 B	<p>階であれば、入って計量機を通すのはわかりますが、帰りは計量機を通さないのだったら、帰りこそ、そのまま脇から出口を1つつくってあげれば、わざわざまた県道に出なくてもいいわけでしょうから、そのようなことを思ったので。</p> <p>入るときも計量して、出るときも計量します。そういう流れになっています。</p>
議長	<p>ただいまのルートの中で、他の方でご意見ありますか。</p> <p>●●委員どうぞ。</p>
委員 F	<p>搬出入ルートで考えておいた方がいいのは、年末とかすごく混むというので、県道をもっと整備するのかもしれないのかくらいは考えておかなければいけないというのが1点、あとは、施設敷地内で交差するのはあまりよくないですね。やはり回って出ていくというのが基本なので、いろいろな所から入って、いろいろなところに出ていくというのは、あまり考えないようにしています。</p>
議長	<p>それでは、先ほどの98ページのストックヤードの財源内訳についての整理ができたようです。では、事務局から説明していただけますか。</p>
事務局 B	<p>ホワイトボードをご覧いただきたいと思います。ストックヤードの財源の内訳といたしましては、一般廃棄物処理事業債が75%、それから一般財源が残りの25%となっています。こちらの98ページの図13-3の下に、単独事業としてこの表を盛り込みたいと思いますので、ご了解の程お願いいたします。タイトルは「図13-4 財源内訳（ストックヤード）」としたいと思います。</p>
議長	<p>98ページの財源内訳の中に新たに図13-4で、ストックヤードの財源内訳を追加させていただきます。</p> <p>その他にいかがでしょうか。</p>
委員 A	<p>●●委員どうぞ。</p> <p>63ページですが、以前にいただきました「広域処理に向けた基礎調査（広域化方針）報告書」、青い表紙のものでは107ページに、プラスチック製容器包装の圧縮梱包機というのが載って</p>

いました。今回は、63ページにかなり空白がありますが、具体的な何かを載せる予定はないということでしょうか。

前にいただいたものと同じ機械の図面、方式の図面と説明文とか、ずっと来ていますが最後に、前はプラスチック製容器包装の圧縮梱包機が載っていました。今回は、ちょっと名称が違って、選別設備の選定となっていますが、プラスチック製容器包装の梱包機は載っていませんが、その辺りはどのように整理したのでしょうか。

議長

事務局お願いいたします。

事務局 B

今回の施設整備基本計画でお示ししているこちらの部分につきましては、ごみ処理施設ごとに主な処理設備の処理方式につきまして掲載させていただきました。以前、広域化方針の107ページには、プラスチック製容器包装圧縮梱包機というものが出ていましたが、こちらにつきましては、ごみを処理した後に出てきたものに関する設備となっていますので、今回はごみ処理のための設備だけを載せているといったところで、こちらの方は除いています。

委員 A

ここは空白のままの形ですか。

事務局 B

こちらは空白のままです。

議長

●●委員よろしいですか。

委員 A

はい。

議長

他にいかがですか。

●●委員どうぞ。

委員 B

もう1点だけいいですか。101ページの施設整備スケジュールですが、平成32年度からメーカーの実施設計・建設工事ということになっています。それ以前に、当然見積りをとって、それで業者を選定、決定するわけですが、その時期というのはいつになるのでしょうか。

議長

事務局お願いいたします。

事務局 B

メーカから見積りをとって、事業者を決定するまでの期間につきましては、⑥の「事業者募集等」でお示ししています。平成29年度から平成31年度にかけての事業者選定業務を委託する予定です。この中でメーカから見積りを取り、業者を決定するという流れとなっています。

委員 B

私の聞いている限りだと、東京オリンピック・パラリンピックを前にして、一番繁忙期になる時期に価格が一番高騰するというふうに聞いています。そして、その時期はというと平成30年度末から平成31年の頭にかけて一番高いというふうに聞いています。ですから、そのころに合わせて見積もりを取ると非常に高いものにつくのかなというふうに思っています。ですから、聞くところによれば、平成31年の後半から平成32年の前半にかけて一番安くなる時期だというような話も伺っていますので、それであれば、平成35年の稼働は可能かなというふうに考えています。ですから、その辺のところについて、執行部の皆様は、そういう価格面をどういうふうに認識しているのか伺っておきたいと思えます。

事務局 B

●●委員がおっしゃるとおり、現在、オリンピックに向けて人件費や資材費等が高騰して、右肩上がりになっているといったようなところは認識しています。こちらのスケジュールにつきましては、第1回検討委員会でお示したスケジュールをもとに掲載しています。大変貴重な意見として承っておきたいと思えます。

委員 B

はい、いいです。

議長

他にいかがでしょうか。

●●委員どうぞ。

委員 G

97ページですが、この概算事業費で建設費が約248億円、それから運営・維持管理費は約170億円となっていますが、DBO方式ですと事業期間を通じて170億円ということだと思

議長

いますので、20年間という事業期間を入れておいた方が良いと思います。

事務局 B

事務局お願いいたします。

運営・維持管理費につきましては、20年間の合算となりますので、本文の5行目の運営・維持管理費の右に、「(20年間)」という文言をつけ加えさせていただきたいと思います。また、表13-1概算事業費につきましても運営・維持管理費の右に、「(20年間)」という文言をつけ加えさせていただきたいと思います。

議長

この部分、運営・維持管理費につきましては、先ほどの説明、口頭では20年と言っていたわけですね。ですから、それをはっきりと20年と、運営・維持管理費のところに、「(20年間)」というように入れさせていただくというものです。よろしくお願ひします。

他にいかがでしょうか。

●●委員どうぞ。

委員 F

まず、88ページ、図11-2基本処理フロー（不燃・粗大ごみ処理施設）について、粗大ごみの受け入れホッパから、矢印が二次破砕機に伸びていますが、受け入れホッパからの矢印は一次選別機にではないですか。この図はこれでいいのですか。コンサルに確認してもらって、これでいいならいいと思いますが。

あと、図11の関連の図の中に、粗大ごみだったら鉄類は有効利用、不燃残さは委託処分というのがあって、ストックヤードだと保管は民間処理業者。この民間処理業者と委託処分と有効利用にはどのような違いがあるのか。例えば、処分先が有効利用であったり、委託処分であったり、熱回収施設というのは、可燃残さだったら燃やす方に入れるというのはわかりますが、ストックヤードでは、大体民間処理業者となっていて、これが委託処分と何か違うのかということがあります。

もう1つは、99ページの運営体制のところ、これは所長が

議長

4人もいますが、4人も必要な体制なのか。もしかしたら、この所長4人分、結構高額な料金を払う所長がいるという意味なのか、そこら辺をきちんとしておいた方がよろしいと思います。

それでは、暫時休憩させていただきます。3時40分から再開させていただきます。

(休憩)

議長

それでは、再開させていただきます。

●●委員の質問について、事務局に答弁をお願いいたします。

事務局B

先ほど●●委員からご指摘のありました87ページ図11-1、88ページ図11-2及び89ページ図11-4の中に、「委託処分」、それから「民間処理業者」、こちらの文言が混在しているというようなご指摘がございました。それにつきましては、「委託処分」という文言は、全て「民間処理業者」に統一して修正させていただきます。

まず87ページ図11-1をお願いします。上の「焼却方式+灰溶融」の融炉不適物から矢印がありまして、「委託処分」とある文言を「民間処理業者」に修正、溶融飛灰から矢印がありまして、「委託処分」とある文言を「民間処理業者」に修正させていただきます。それから、「ガス化溶融方式」の一番下右隅の溶融飛灰から矢印がありまして、「委託処分」とある文言を「民間処理業者」に修正させていただきます。

それから、88ページの図11-2の一番右の一番下に不燃残さから矢印がありまして、「委託処分」とある文言を「民間処理業者」に修正させていただきます。

それから、88ページの図11-2基本処理フロー（不燃・粗大ごみ処理施設）について、前のホワイトボードをご覧くださいと思います。「粗大ごみ」の「受入ホッパ」から二次破砕機への矢印を「受入ホッパ」から一次破砕機への矢印に修正させていただきます。

それから、99ページをご覧くださいと思います。こちらに4つの施設がございまして、各々「所長」という四角がござい

ます。

【不燃・粗大ごみ処理施設】にあります「所長」の脇に括弧で、「兼務」の文字を追加し「所長（兼務）」に修正させていただきます。

【プラスチック資源化施設】及び【ストックヤード】も「所長」の脇に括弧で、「兼務」の文字を追加し「所長（兼務）」に修正させていただきます。

委員 C

所長は 4 人いるの？

事務局 B

所長は兼務ですから、熱回収施設の 1 人です。

議長

99 ページの熱回収施設の所長に兼務は入れないのですか。

事務局 B

熱回収施設の所長が 1 人いて、不燃・粗大ごみ、それからプラスチック資源化施設、ストックヤードの所長は、全て熱回収施設の所長が兼務する形を想定していますので、熱回収施設の「所長」の脇にも括弧で、「兼務」の「兼」という字を追加修正させていただきます。

議長

それでは、訂正と説明が終わりましたが、●●委員いかがですか。

委員 F

例だから、何か所長がかわいそうかなという、何となく不燃・粗大ごみ処理施設の副所長がこの下を全部兼務したほうがよろしいかなという感じがふとしました。

委員 C

あまり切っちゃうとね。

委員 F

所長が全部見るのではなくて、所長はあくまでも所長なので。プラスチック資源化施設とかストックヤードは副所長さんが兼務のほうがいいと。

委員 G

D B O 方式でやると、これは全部一括して、1 つの事業者がやるということになっていると思います。熱回収施設が一番高くなるから、大体熱回収施設の所長さんが兼務で、それぞれ不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤードと兼務させるということですが、実際には会社によって内部の体制がいろいろ違うので、A 社はこういうやり方をするけど、B 社はま

た別の考え方を持ってくるケースもあり得るわけで、今確定をするということではなくて、ここにも書いてありますけれども、「実際の管理・運転体制は、事業者決定後、確定します。」ということで、将来、事業者が決まったら、その事業者の提案に任せて、責任と、それからちゃんと事業ができるような方策をとってもらおうということが前提になると思います。ですから、今ここで決めても、事業者によっては、このとおりにやってくれないケースも出てきます。ですから、そういう意味で、ここに書いてあるとおりの記述でよろしいのではないかと思います。

事務局 B

99ページにつきましては、こちらはあくまで1例ということで、先ほど私のほうから申し上げましたとおり【熱回収施設】、【不燃・粗大ごみ処理施設】、【プラスチック資源化施設】及び【ストックヤード】の所長の欄の脇には「(兼務)」を入れていただきたいと思います。あくまでも、こちらは例ということで提示してございますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、他にありますか。よろしいでしょうか。

それでは、●●委員のご質問に対しては、答申案の中でというものがありました、それを除きまして、質問もなくなりましたので、お諮りしたいと思います。議題の(1)施設整備基本計画(案)については、事務局提案に一部修正を加えましたが、これを承認するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり。)

議長

それでは、異議なしと認め、施設整備基本計画(案)については、事務局提案に一部修正を加えましたが、これを承認します。

議題(2)「PFI等導入可能性調査報告書(案)について

それでは、続きまして(2)「PFI等導入可能性調査報告書(案)について」を議題といたします。では、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 A

【資料2 鴻巣行田北本環境資源組合PFI等導入可能性調査報告書(案)を用いて説明】

議長

説明が終わりました。P F I 等導入可能性調査報告書（案）につきましては、前回、専門部会の報告を受け、検討委員会で承認をいただいた内容によりまとめられています。なお、48ページの財源の種類につきましては、施設整備基本計画（案）と同じく、ストックヤードの財源内訳として、一般廃棄物処理事業債が75%、一般財源25%の図を図7-3の次に、「図7-4財源内訳モデル（ストックヤード：交付対象事業外）」として、追加させていただくという説明がありました。

それでは、内容に関して、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

●●委員どうぞ。

委員H

この事業範囲からちょっと逸脱するところでしょうけれども、47ページの今後の課題等ということで、これはもう地域の住民から出されておりました余熱利用施設の整備が同時進行でなされるのかなと思いますが、ここで今後の課題ということで「(2)余熱利用施設」のここに書いてあることについて検討するのはいつごろになるのですか。今後の課題ということで、今後検討するということが、ここには記してありますが、4つの本事業の事業範囲外の関わりにはなるのでしょうか、切り離して果たして進めてよいものかどうかを考えた時にある程度方向性を明確に示したトータルの計画と、なおかつP F I 等導入に関わるこの計画もトータルのなものでわかるように示しておいた方がいいのかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

また、市場調査等でこんな意見がありましたとありますけれども、具体的にどんな市場調査をしたのか等々も含めて、明確な示し方を考えておいた方がよろしいと思います。その辺についての組合の考え方をお示ししていただければと思います。

議長

事務局お願いいたします。

事務局B

余熱利用施設の調査内容については、資料の26ページと27ページです。これを整理して47ページの今後の課題としています。26ページでは、余熱利用施設の設計・建設を本事業の事業

範囲内に加えた場合の参入意向についての回答で、条件を整えば参入したいという回答が6件ございました。また、この場合の主な意見の6項目をお示ししています。

それから、運営につきましても、本事業の事業範囲に加えた場合の参入意向をお聞きしたところ「条件を整えば参入したい」が7件、「事業範囲に追加された場合は参入の予定はない」が2件で、「条件を整えば参入したい」と回答した場合の主な意見が下の四角に囲んだ中に記載されています。こちらの各メーカーから上がった意見を取りまとめて、47ページの今後の課題としてお示ししています。

余熱利用施設の整備を含めた一体的な考え方につきましては、今後、事業者選定業務の中で、事業範囲内に含めるか否か、あるいは切り離して考えるのかどうかというところも含めて、今後、検討していきたいと考えています。

委員H

ありがとうございます。各プラントメーカーが示したものの、これはもうページの前のほうに出ていましたので、これは承知しております。私が先ほど申し上げたのは、この余熱利用施設を本当に切り離した形で、今後というだけの示し方で果たしていいのか、その辺にちょっとクエスチョンがついたものですから、冒頭申し上げたように、地域住民からの強い要望がこの間ずっと出ているということを考え合わせると、トータル的な計画の中により明確な示し方をしていた方がよろしいのではないかと、そんな受けとめ方でお聞きしたものですから、加味できるものであれば、その辺をご検討いただければと思います。

事務局B

いただいたご意見を参考にさせていただきながら、今後検討させていただきますと思います。

委員H

地域住民の方々が、これを手にされた時にこの余熱利用施設は果たしてどういう状況下でどのような進展が見られるのだろうかという疑問に思われるのではないかと考えたものですから、その辺を勘案したところで少なくとも全体の中に示せばいいのかなという、そんな感じでお話し申し上げました。

事務局 B

●●委員からのご意見、ご要望につきましては、施設整備基本計画（案）の 80 ページの 9. 2 余熱利用施設をご覧いただきたいと思います。こちらに「本組合では、本事業敷地内に余熱利用施設を整備することとします。詳細については、今後検討していきます。」としています。いずれにしても、建設候補地内に整備するということで考えていますので、ご理解いただければと思います。

委員 H

ありがとうございます。

議長

他にいかがですか。

委員 F

●●委員どうぞ。

47 ページの（1）焼却残さの資源化業務についての確認ですが、DBO 方式では単年度契約ではなくて、20 年間でこれを含むと理解しています。今まではこうやっていたけれども、これを整理しておくことが必要です。と書いてありますがこの意味するところは何かですか。

議長

事務局お願いいたします。

事務局 B

こちらにつきましては、現在は埼玉県清掃行政研究協議会の協定により、焼却残さを処理していますが、今後、DBO 方式で運営期間を 20 年と設定した場合に課題がありますので、今後、事業者選定業務の中で整理していきたいと考えています。

委員 F

埼玉県清掃行政研究協議会の協定によりやっているのはもちろん知っています。DBO 方式でやったときには、熔融スラグの資源化も主灰の資源化も同等にやらなければいけない。だから DBO 方式で 20 年間一括というように理解していたので、何かこのように書かれると、これってどういうことなのか、何かわからなくなってしまうというか。だから、DBO 方式に申し込む企業が個別に県内でやろうとしたら、セメント会社と 20 年間の契約をして処理してもらおうという確約をとった上で入札に参加するのかと理解しています。この埼玉県清掃行政研究協議会とは別にしてね。

事務局 B

●●委員のおっしゃるとおりです。

委員 F

そうですね。だから、こうやって書く必要もないのかなと思ったものですから。

議長

●●委員、それは削除してもいいのではないかという提案ですか。

委員 F

そういうことです。いちいち載せる必要性はないと思います。

議長

●●委員どうぞ。

委員 G

一応「本事業では、焼却残さ資源化業務を事業範囲とします。」と書いてあるから。だから、ここに書かなくてもいいよということですね。

議長

課題に書いたのには何か訳というか、課題と思っているものがあるということでしょう。

委員 F

それを言ったら、スラグも一緒に別に焼却残さだけの話じゃなくて。だから、ここで何か焼却方式の場合としてそれだけを抜き出すのは何かちょっとおかしな話になるのではないかなと。

議長

前回、論議して20年でいきますということを打ち出して、それを決定したわけですから、20年間でやっていただけたところに手を挙げていただくということじゃないですか。だから、それをあえてここで、この焼却方式のときだけを課題として入れておく必要があるのですか。事務局どうですか。

事務局 B

前回の検討委員会で議論していただきました。当然、20年間の運営期間の中で残さも含めて処理していくといった方向で進めていますので、(1) 焼却残さの資源化業務(焼却方式の場合)、こちらにつきましては、全文削除でお願いしたいと思います。

議長

それでは、「6.4 今後の課題等」の(1)については、20年間でやっていただくということですので、この部分については削除するという事。したがって(2) 余熱利用施設が(1)になります。そのような訂正がありましたので、よろしくお願いたします。

他にいかがですか。

委員 I

●●委員どうぞ。

先ほど47ページの余熱利用施設の件で、私が言おうとしていたところ代弁していただいてありがとうございます。(2)余熱利用施設のところに書いてあるのは、業者のリスク、デメリットばかりです。

我々が今までお願いしてきた余熱利用施設、遊興施設、温泉施設、この間、ふじみ野市の施設を見学させていただきましたけれども、あれなんか本当にいい物だと感じてきました。そういった我々が要求したものが1つも書いてなくて、何かこれを読むと、これから別に検討しますと言っても、もう最初から否定されたような気がしてきて、この中に何で地元からこういう要望が出ましたということが書いてないのか。その点についてもお伺いしておきたいと思います。

議長

事務局お願いいたします。

事務局 B

こちらにつきましては、あくまでも市場調査結果に出された意見といったところで、余熱利用施設につきましては、検討委員会では整備するといった方針が既に決まっています。この中で言っているところの課題等につきましては、事業者がごみ処理施設の他に余熱利用施設も運営した場合どういった意見があるのかといったところをお伺いしたところ、メーカは余熱利用施設のノウハウを保有していないというような意見があったということで、余熱利用施設の整備を否定している内容ではないといったところをご理解いただきたいと思います。

委員 I

そういったことが確認できれば、これでよろしいかと思いません。

議長

今、説明がありましたように、事業者は、ごみ処理のプロではあるけれども余熱利用施設の経営というのは自信がないというような意見を寄せるところがあるということ为例示したということです。

他にいかがでしょうか。ただいまの●●委員のお話もありまし

たこの余熱利用施設をD B O方式でごみ処理施設と一体でやるかどうかということは、これから議題（3）答申案の中でやりますので、その中で皆様のご意向が一体でということがあるのであれば、答申案の中でまた加えていくということも可能かと思えます。

他にいかがですか。

●●委員どうぞ。

委員 A

P F I 等導入可能性調査報告書として適切かどうかわからないですが、今後の課題という中では、先ほど出ました入り口の搬入道路の関係ですとか、その辺りはこれからの設計に関わる課題になってくるのだと思います。それから、運営管理も20年間委託していくという中で、どれだけ地域雇用ができるのかとか、そういうような課題というのは、どこで明示していったらいいのでしょうか。入札をする段階のところでは何かそういった条件として挙げる必要があるだろうと思うのですが、それをうたうのは、どの計画のところであらうのか考えていらっしゃいますか。

議長

事務局お願いいたします。

事務局 B

これから事業者選定業務を来年度に委託するわけですがその中で実施方針というものを決めていくこととなります。実施方針の中で、事業者が行う範囲や施設の整備内容の詳細等を明示することになっています。その中で●●委員がおっしゃっていた細かい部分も決めていくこととなります。実施方針が決まりましたら、ホームページ等でお知らせする形を考えています。

議長

他によろしいでしょうか。

ないようですので、お諮りいたします。議題（2）P F I 等導入可能性調査報告書（案）については、事務局提案に一部修正がありました。これを承認することによろしいでしょうか。

（「異議なし。」という声あり。）

議長

それでは、異議なしと認め、P F I 等導入可能性調査報告書（案）については、事務局提案に一部修正がありました。これ

を承認します。

議題（３）答申（案）について

それでは、引き続きまして、議題（３）答申（案）についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

【資料３答申案を用いて説明】

説明が終わりました。諮問は、施設整備基本計画（案）とPFI等導入可能性調査報告書（案）の２つについていただいたわけですね。これまで、６回の検討委員会を開きまして、施設整備基本計画（案）とPFI等導入可能性調査報告書（案）についてまとめていただいたと。答申（案）については、その鑑といいますか、この印刷物を添えて答申をしますということです。それで、「記」から以下については、附帯事項ということで、特に強調をした方がいいかなというようなことをまとめたものとなっています。

また、本日の質疑の中でも、搬入路とか幾つかいろいろな意見が出ています。したがって、この附帯事項については、皆さんの総意で他に加えるとか、これは要らないとか、そういったことがあるようであれば、最終的にこれがまとめとなりますので意見をいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

●●委員どうぞ。

１番の施設整備に係る基本方針についての基本方針１の「市民にとって安心・安全で、安定した施設」、これに、市民にとって「安易」という部分も入れた方がいいんじゃないかなと。安易ということは要するに分別が容易であるという意味の「安易」を入れてほしいなというふうに思います。

それから、「経済性に優れた施設」。先程も見積りの段階をいつにするのかという話もありました。ぜひ、ゼネコンの繁忙期を避けた時期にやるべきだなというふうに思っています。

「環境に配慮した施設」とかというのは、これはもうごく当たり前の話、「災害対応に優れた施設」、これもごく当たり前のこと

事務局 C

議長

委員 B

です。そういった中で、何としても私は再三申し上げてきましたが、「経済性に優れた施設」の中に、焼却灰の排出、これがトン当たり3万円の処理料がかかっている。年間おそらく1万トン弱排出しますから、約3億円弱かかるということもお考えの中に入れて、答申の中に入れる必要があるのかなというふうに考えています。

その他については、とりたてて申し上げることはありません。

前段で申し上げました行田の現在の小針の処理施設の敷地に埋まっています灰について、やはりきれいにして行田市に返す、これも1つの責任だろうというふうに思っていますので、そういったことも答申に盛り込む必要があるのではないのかなというふうに考えております。それについてお答えください。

事務局お願いいたします。

まず、1点目の市民にとって分別が安易である、こちらを盛り込んだほうが良いというようなご意見について、こちらにつきましては、既に昨年度策定しました一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中に、自力での分別・排出が困難な世帯への対応等も含めて、今後のごみ処理ルールを組合と構成市で連携して検討するといったことが盛り込まれていますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、見積りをいつにするのか2020年のオリンピックを控えて繁忙期に提出を求めるのはいかがなものかというようなご意見もいただきました。こちらにつきましては、事業者選定業務の中で検討してまいりたいと思えます。

それから、焼却灰の排出に係る費用の件につきましては、事業者選定業務の中で総合的に評価していきたいと考えています。

それから、最終処分場の灰の処分の関係については、本計画とは別途に検討させていただきたいと考えています。

●●委員いかがですか。

あとは組合議会で言います。

他にいかがですか。

議長

事務局 B

議長

委員 B

議長

委員 F	<p>●●委員どうぞ。</p> <p>2 番の整備する施設の種類及び規模についてで「その規模も計画に示しているが整備に際しては、今後も引き続き人口動態及びごみ量の変化等に留意すること。」と記されているのは、再度、施設規模を算定して、ごみが少なくなったら、それに合わせて施設規模を変えていくという理解でよろしいですか。</p>
事務局 B	<p>事業者選定業務の中で要求水準書をつくることとなります。この中で再度、ごみ量等の変化も調査し、施設規模を算定してまいりますと考えています。</p>
議長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>●●委員、先ほど余熱利用施設に関係することで、答申案に盛り込んだ方がよさそうだというふうに仰っていましたがいかがですか。</p>
委員 H	<p>こちらの対応で十分理解できると思いますので、私はこれでするしいと思います。</p>
議長	<p>先程、●●委員から搬入経路についてのご意見がありました。何か対応を決めておいたほうがいいですか。</p>
委員 A	<p>この段階でなく、実施計画をするというところで、よくご検討いただければと思います。実施計画については、組合の内部でおつくりになっていくのですか。</p>
議長	<p>事務局お願いいたします。</p>
事務局 B	<p>実施方針の策定については、学識経験者等を含む総合評価の委員会を設ける考えがあります。その中で検討していくものと考えています。</p>
委員 A	<p>結構です。</p>
議長	<p>他にいかがでしょうか。それでは、特にないようですので、お示しをした答申（案）の内容で決定をさせていただくということでもよろしいでしょうか。</p>
<p>（「異議なし。」という声あり。）</p>	

議長	<p>それでは、異議なしと認め、原案を答申書として管理者へ提出をさせていただきます。なお、答申書の提出日、今後の最終的な整理につきましては、委員長に一任をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。議事進行につきまして、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の進行は司会に戻させていただきます。</p> <p>長時間にわたり、慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。最後に次第4その他でございますが、事務局から連絡がございますので、もう少々お時間をいただきたいと思います。</p>
事務局C	<p>事務局より2点ほど事務連絡を申し上げます。</p> <p>1点目としまして、本日、第4回検討委員会の議事録をテーブルの上に配付させていただいております。</p> <p>2点目としまして、本日ご審議していただきました施設整備基本計画(案)につきまして、パブリックコメントを実施いたします。意見の募集期間及び閲覧期間につきましては、平成29年1月30日の月曜日から2月13日の月曜日までとなります。詳細な内容につきましては、1月30日から組合のホームページ、または構成市である鴻巣市、行田市及び北本市のホームページに掲載をさせていただきます。また、各構成市の市政情報コーナーも閲覧場所となっております。</p>
事務局長	<p>以上が事務局からの事務連絡になります。</p> <p>事務局から以上でございますが、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。ないということよろしいでしょうか。</p>
事務局長	<p>(「はい。」という声あり。)</p> <p>それでは、答申につきましては、先ほど原委員長からお話がありましたように、後日、管理者へ提出いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例第4条に基づき、管理者の諮問に対する答申が終了したときに任期が満了ということで、本日の検討委員</p>

会が最終となります。長きにわたりまして、本組合の新施設建設事業に大変ご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。引き続き本組合の事業につきまして、ご理解、ご鞭撻、ご協力いただきたいと存じます。

以上をもちまして、第6回鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会を閉会とさせていただきます。